

小矢部市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

合併処理浄化槽の設置に要した費用（単独処理浄化槽の撤去を伴う場合には、その撤去費用を含む。）に対して補助金を交付します。

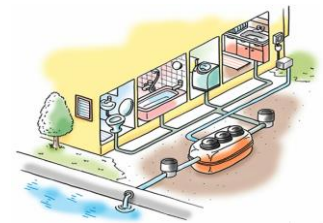
●対象区域

- 下水道事業計画区域以外の区域
- 下水道事業計画区域のうち下水道未整備の区域

●対象者

対象区域において専用住宅又は併用住宅（延べ床面積のおおむね1/2以上が居住用部分であるものに限る。）に合併処理浄化槽を設置する人で、次に掲げる要件の全てを満たす人

- 合併処理浄化槽の設置が汚水処理未普及解消又は災害復旧につながること。
- 販売目的でないこと。
- 設置場所が借家の場合には、賃貸人の承諾を得ていること。
- 市税、国民健康保険税及び上水道料金を完納していること。



●補助限度額

人槽	下水道事業計画区域以外の区域 (単独処理浄化槽の撤去を伴う場合※)	下水道事業計画区域のうち下水道未整備の区域
5	452,000円 (542,000円)	218,000円
6～7	591,000円 (681,000円)	297,000円
8～10	788,000円 (878,000円)	396,000円
11～20	1,302,000円 (1,392,000円)	634,000円
21～30	2,045,000円 (2,135,000円)	1,015,000円
31～50	2,829,000円 (2,919,000円)	1,410,000円

※単独処理浄化槽撤去工事費の額（千円未満の端数切捨て）が9万円に満たない場合は、上段の金額に当該工事費の額を加算した額が補助限度額となります。

●申請方法

合併処理浄化槽の設置工事を行う前に、申請書及び添付書類を上下水道課に提出してください。

お問合せ先

小矢部市上下水道課 電話 0766-67-1760（内線 767）